

平成 26 年度学生健康診断の日程と受診方法について

<健康診断の日程について>

1. 「学部新入生」枠では、学部新入生（編入生含）だけが受診できます。新入生は、他学生と健康診断項目が異なりますので、この枠で受けてください。どうしても都合がつかない場合は「学部生・大学院生」「学部生・大学院生・研究生等」枠で受けてください。
2. 「学部生・大学院生」枠で受診できる学生は、2年目以上の学部生と全大学院学生です。ただし、特別健康診断実施日と明記されている日（西千葉地区では4/21、5/9、5/14 午後）は、特別健康診断対象者以外（一般定期健康診断のみ）の学生は受けられません。
3. 「学部生・大学院生・研究生等」枠で受診できる学生は、2年目以上の学部生、全大学院学生、特別聴講生、科目等履修生、研究生等です。ただし、上記同様、特別健康診断実施日と明記されている日（4/21、5/9、5/14 午後）は、特別健康診断対象者以外（一般定期健康診断のみ）の学生は受けられません。
4. 特別健康診断の対象者は、指定した日に受診してください。一般定期健康診断も一緒に受けることができます。
 - ① 電離放射線（旧放射線健診）新規および定期の学生……4/21、5/9、5/14 午後
 - ② 遺伝子組換え実験新規の学生……………4/21、5/9、5/14 午後遺伝子組換え実験定期健診及び病原体取扱健診対象学生は、4/16 以降の一般定期健診時（新入生枠以外）、もしくは4/21、5/9、5/14 に受診してください。
亥鼻及び松戸地区の学生は、該当地区でも特別健康診断実施日を設定しています。
5. 総合安全衛生管理機構・保健管理棟（西千葉）で実施する健診には全ての学生が受診できますが、西千葉地区の学生は、亥鼻・松戸で受診することはできません。また、亥鼻地区の学生が松戸、松戸地区の学生が亥鼻で受診することもできません。
6. 健康診断証明書の発行は、受診後1～2週間を予定しています。就職活動等で健康診断証明書が必要となる方は、早い時期に受診されることをお勧めします。心配な方は、前年度の証明書を3月までに発行しておくことをお勧めします。
7. 今年度より、早期実習者の学生のための健診日程は設けておりません。

<受診方法について>

1. 平成26年度より、健康診断を受けるための準備として、学内のネットワークに接続している端末（Web）から問診の入力が必要になりました。また、混雑緩和のために、健診受診日が予約制になりました。健康診断に関するお知らせは「千葉大学 Web メール」で行う予定ですので、定期的にメールを確認し、4月の早い時期に、問診の入力と健康診断受診日の予約を行ってください。詳しくは、別途「Web 利用者マニュアル」でお知らせします。
2. Web 上で、問診の回答を終わっていない方、健診予約をしていない方は受診できません。特別聴講生、科目等履修生、研究生等の学生は、このシステムを利用するためには、別途「統合認証アカウント」を取得する必要がありますので、忘れずに早めに申請してください。
3. 特別健康診断（電離放射線、遺伝子組換え、病原体取扱）対象の学生は、指導教員もしくは担当事務から健診に関する連絡がありますのでご注意ください。
※特殊健康診断（有害薬品取扱者のための健診）は後期に予定しています。
4. 学生証（磁気カード）がないと受けられません。